



発行 新潟県

第26号

平成24年4月3日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主要目次

告示

- 475 保安林の指定予定（治山課）
- 476 公共測量の終了（監理課）
- 477 公共測量の終了（監理課）
- 478 公共測量の終了（監理課）
- 479 公共測量の終了（監理課）
- 480 公共測量の終了（監理課）
- 481 公共測量の終了（監理課）
- 482 公共測量の終了（監理課）
- 483 公共測量の終了（監理課）
- 484 公共測量の終了（監理課）
- 485 公共測量の終了通知（監理課）
- 486 公共測量の終了通知（監理課）
- 487 道路の区域変更（道路管理課）
- 488 道路の供用開始（道路管理課）
- 489 兼用工作物の管理方法に係る協議成立（道路管理課）
- 490 港湾施設の指定（港湾整備課）

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）
- 調理師試験の実施（健康対策課）
- 特定漁港漁場整備事業計画の変更（漁港課）
- 特定調達契約（物品の購入等）に係る競争入札参加者の資格（出納局会計検査課）
- 特定調達契約（庁舎等管理業務の委託）に係る競争入札参加者の資格（出納局会計検査課）

告示

◎新潟県告示第475号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。
平成24年4月3日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県佐渡市八幡町字浜 297 の2
- 2 指定の目的
風害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第476号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり公共測量を終了する。

平成24年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(県営経営体育成基盤整備事業(農業生産法人等育成型)塩沢一日市地区確定測量)
- 2 作業期間 平成23年10月24日から平成24年3月8日まで
- 3 作業地域 南魚沼市下一日市他 地内

◎新潟県告示第477号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり公共測量を終了する。

平成24年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(水準点移転)
- 2 作業期間 平成23年12月5日から平成24年1月31日まで
- 3 作業地域 長岡市

◎新潟県告示第478号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり公共測量を終了する。

平成24年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(1級及び2級水準測量)
- 2 作業期間 平成23年8月10日から平成24年1月20日まで
- 3 作業地域 新潟市、新発田市、阿賀野市、上越市、妙高市、柏崎市、南魚沼市

◎新潟県告示第479号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり公共測量を終了する。

平成24年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(県営ほ場整備事業(担い手育成型)太齋地区確定測量)
- 2 作業期間 平成23年7月25日から平成24年3月9日まで
- 3 作業地域 新発田市太齋、久保、佐々川他 地内

◎新潟県告示第480号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり公共測量を終了する。

平成24年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(県営経営体育成基盤整備事業(農業生産法人等育成型)一日市地区確定測量)「座標補正」
 - 2 作業期間 平成24年1月11日から平成24年3月7日まで
 - 3 作業地域 魚沼市大字一日市、池平新田、中家 地内
-

◎新潟県告示第481号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり公共測量を終了する。

平成24年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）長松地区確定測量）
- 2 作業期間 平成23年9月22日から平成24年3月5日まで
- 3 作業地域 魚沼市大字江口他 地内

◎新潟県告示第482号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり公共測量を終了する。

平成24年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営区画整理事業（経営体育成型）次新地区確定測量）
- 2 作業期間 平成23年8月12日から平成24年3月7日まで
- 3 作業地域 新潟市西蒲区上小吉及び燕市四ツ谷、次新、上児木、下児木他 地内

◎新潟県告示第483号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり公共測量を終了する。

平成24年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）熊森地区確定測量）「座標補正」
- 2 作業期間 平成24年1月11日から平成24年3月7日まで
- 3 作業地域 燕市熊森、笈ヶ島、横田、新興野 地内

◎新潟県告示第484号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり公共測量を終了する。

平成24年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業北都地区確定測量）「座標補正」
- 2 作業期間 平成24年1月11日から平成24年3月7日まで
- 3 作業地域 燕市西横、佐渡山及び新潟市西蒲区並岡 地内

◎新潟県告示第485号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第2項の規定により、北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査）
- 2 作業期間 平成23年9月1日から平成24年3月12日まで
- 3 作業地域 新潟市内

◎新潟県告示第486号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第2項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査）

- 2 作業期間 平成23年9月1日から平成24年3月6日まで
- 3 作業地域 上越市全域

◎新潟県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒俣越後下関停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩船郡関川村大字安角 889 番 1 から 同郡同村大字安角881番 1 まで	新	9.6～24.0メートル	220.7メートル
	旧	9.6～20.8メートル	220.7メートル

◎新潟県告示第488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 黒俣越後下関停車場線
- 2 供用開始の区間
岩船郡関川村大字安角889番 1 から同郡同村大字安角881番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成24年4月3日

◎新潟県告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類及び路線名
県道 黒俣越後下関停車場線
- 2 道路の位置
岩船郡関川村大字安角 889 番 2 から同郡同村大字蔵田島 256 番まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 河川管理者 新潟県知事 泉田 裕彦
所在 新潟市中央区新光町 4 番地 1
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む）、路肩、道路の付属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持（路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 メートルの範囲内を除く。）又は修繕
 - (2) 原則として(1)に係る部分の災害復旧

5 管理の期間

平成15年3月31日から当該施設の存続する日まで

◎新潟県告示第490号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定する。

平成24年4月3日

新潟港港湾管理者 新潟県
代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

種類	名称	位置	数量及び能力
係留施設	西埠頭4号岸壁	新潟市北区横土居字新川地内	面積 本体7,310.80㎡ 西側取付2,100.00㎡
水域施設	西水路航路泊地	新潟市北区横土居字新川地先	面積32,480.00㎡ 水深-12m
水域施設	西水路泊地	新潟市北区横土居字新川地先	面積6,750.00㎡ 水深-12m

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び南魚沼地域振興局において縦覧に供する。

平成24年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 申請のあった年月日

平成24年3月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アースロア

3 代表者の氏名

覚張 雄介

4 主たる事務所の所在地

南魚沼郡湯沢町土樽178番地2-229

5 定款に記載された目的

この法人は、農業を通じて地域の振興を図るため、就農支援やグリーンツーリズムの体験プログラムの開発を行うとともに、地場産品の商品化など地域農業の6次産業化を進めるための提案や実践のためのネットワークを構築することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動

(9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

調理師試験の実施について（公告）

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成24年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成24年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 試験日時

平成24年7月19日（木）

午後1時から午後3時30分まで

2 試験場所

試験地 受験者

新潟市 村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、五泉市、阿賀町、新潟市及び佐渡市居住者

長岡市 三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、出雲崎町、柏崎市及び刈羽村居住者

南魚沼市 小千谷市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市及び津南町居住者

上越市 上越市、妙高市及び糸魚川市居住者

県外居住者にあつては、希望の試験地とする。

（試験会場は、受験票に記載して通知する。）

3 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は調理師法（昭和33年法律第147号）附則第3項の規定に該当する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で、厚生労働省令の定めるものにおいて2年以上調理の業務に従事した者。

5 出願に関する書類

(1) 受験願書 1部

受験願書は、新潟県調理師法施行細則（昭和52年新潟県規則第21号。以下「施行細則」という。）別記第4号様式によるものとする。

(2) 調理業務従事証明書 1部

ア 調理師法第3条第1項第2号に規定する調理業務に従事した旨の証明書は、施行細則別記第5号様式によるものとし、原則として当該施設長（業務を委託している場合は、雇用主である受託業者の長）が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者又は2親等内の血族の場合、若しくは廃業等によって元の施設長がいない場合には、調理師会等所属団体の長又は同業者が証明すること。

イ 証明印は、当該施設の施設長の職印（証明者の「職名」が刻印されているもの）を用いること。個人が証明する場合は、市町村に登録されている印鑑を用い、印鑑登録証明書1部を添付すること。

ウ 給食施設の開設年月日とは、寄宿舎、学校、病院等の施設であつて、多数人に対して食物を供与する施設として開始した年月日をいうものであること。

エ 訂正箇所には原則として証明者の訂正印を押すこと。

オ 一つの勤務先における従事期間が2年未満の場合は、合計して2年以上になるように別の勤務先の証明書も必要であること。

カ 勤務日数及び時間は、週4日以上かつ1日6時間以上であること。

(3) 卒業証明書等 1部

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は調理師法（昭和33年法律第147号）附則第3項の規定に該当する者であることを証するもの（改姓者は戸籍抄本1部を添付すること）。

卒業証書の写しを提出する場合は、原本を持参し、受付時に照合を受けること。

(4) 写真 1枚

出願前6か月以内に、無帽で正面向に肩口から上を撮影したもの（縦4.5センチメートル横3.5センチメートル）で、裏面に住所、氏名、撮影年月日及び受験地を記載し、写真用台紙に貼ること。

6 受験手数料

- (1) 受験手数料は、6,400円の額に相当する新潟県収入証紙を受験願書の所定の位置に貼って納入すること（収入証紙は消印しないこと）。
- (2) 受験手数料は、受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても返還しない。
- 7 出願に関する書類の受付期間
平成24年5月21日（月）から5月28日（月）まで
- 8 出願に関する書類の提出先
 - (1) 県内居住者にあつては、住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部等（新潟市においては、新潟市保健所並びに北、東、中央、江南、秋葉、南、西、西蒲の各区役所（以下「保健所等」という。））
 - (2) 県外居住者にあつては、新潟市中央区新光町4番地1新潟県福祉保健部健康対策課
- 9 受験票の送付
受験票は、試験日の約7日前までに本人あて郵送する。
- 10 合格者の発表等
 - (1) 平成24年8月8日（水）午前9時から、新潟県庁行政庁舎1階広報展示室前掲示板及び保健所等に合格者の受験番号を掲示するとともに、新潟県ホームページでも合格者の受験番号を掲載して発表する。
 - (2) 合格者には、合格通知書を郵送により交付する。
 - (3) 合格発表の日から9月7日（金）までの間（閉庁日は除く）、受験者本人が受験票及び本人であることが証明できるものを呈示することにより、新潟県福祉保健部健康対策課及び保健所等において、各人の得点の開示を求めることができる。
なお、新潟市居住者については、新潟県福祉保健部健康対策課が開示場所となる。
 - (4) 電話による合否及び得点の照会には応じない。
- 11 その他
 - (1) 受験願書に虚偽の記載をしたり、虚偽の証明書を提出したことが判明した場合には、受験資格又は合格を取り消すことがある。
 - (2) 試験に関して不明な点は、保健所等又は新潟県福祉保健部健康対策課（025-280-5198）へ問い合わせること。

特定漁港漁場整備事業計画の変更について（公告）

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第11項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画の変更について、計画書の写しを公告の日から20日間縦覧に供する。

なお、当該の計画変更に対して意見がある者は、縦覧期間完了の日までに、意見書を提出することができる。

平成24年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

地区名	縦覧場所
能生地区	新潟県農林水産部漁港課 新潟県糸魚川地域振興局地域整備部
稲鯨地区	新潟県農林水産部漁港課 新潟県佐渡地域振興局地域整備部 (港湾空港庁舎)

特定調達契約（物品の購入等）に係る競争入札参加者の資格について（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、新潟県が発注する物品の購入又は物品の製造の請負についての競争入札に参加しようとする者の平成24年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に平成26年3月31日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

平成24年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調達をする物品等の種類
調達をする物品等の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 文具事務機器類

- (2) 家具類
- (3) 印刷・印章類
- (4) 機械類
- (5) 薬品・肥飼料・資材類
- (6) 車両・船舶類
- (7) 燃料・油脂類
- (8) 工事用材料類
- (9) 雑類

2 競争入札に参加することができる者

- (1) 営業に関し許可、認可等（以下「許認可等」という。）を必要とする場合において、許認可等を受けている者
- (2) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き1年以上事業を営んでいる者（参加資格を有する者であって引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めた者を含む。）
- (3) 後記3に規定する税について未納がない者
- (4) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けていない者
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない者

3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、物品入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 法人の場合

- ア 法人の登記事項証明書（外国法人にあつては、知事が別に指示する書類。後記(2)についても同じ。）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表
- ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満の者にあつては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- オ 新潟県に事務所又は事業所（2以上の事務所又は事業所がある場合には主たる事務所又は事業所。以下同じ。）を有する法人にあつては、新潟県の県税納税証明書
- カ 新潟県に事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法人税の納税証明書（外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）
- キ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ク 前記2の(5)に規定することを誓約する書面

(2) 個人の場合

- ア 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人と見なされる者、同条第2項の規定により被保佐人と見なされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書
- ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- オ 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書
- カ 新潟県に事務所又は事業所を有しない者にあつては、所得税の納税証明書（外国に籍を有する者にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）
- キ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ク 前記2の(5)に規定することを誓約する書面

4 申請書類の作成に用いる言語等

(1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

5 申請書用紙の請求

申請書用紙は、新潟県出納局会計検査課で交付する。

申請書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「物品入札参加資格審査申請書用紙請求」と朱書きし、宛先を明記した返信用封筒（角2号）に240円切手を貼って同封し、出納局会計検査課へ請求すること。

また、申請書用紙については、新潟県出納局ホームページから取得することも可能である。

6 申請の時期

平成25年3月31日まで随時受け付ける。

なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。

7 資格審査結果の通知

物品入札参加資格を有すると決定したときは、物品入札参加資格承認通知書により通知する。

8 資格の有効期間

物品入札参加資格決定の日から平成26年3月31日までとする。

9 申請書の提出先及び照会先

郵便番号950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話025-280-5490（直通）

特定調達契約（庁舎等管理業務の委託）に係る競争入札参加者の資格について（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、新潟県が発注する庁舎等管理業務の委託についての競争入札に参加しようとする者の平成24年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に平成26年2月28日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

平成24年4月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 調達をする庁舎等管理業務の種類

調達をする庁舎等管理業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 建築物清掃業務
- (2) 建築物空気環境測定業務
- (3) 建築物飲料水水質検査業務
- (4) 建築物飲料水貯水槽清掃業務
- (5) 建築物ねずみ昆虫等防除業務
- (6) 建築物空気調和用ダクト清掃業務
- (7) 建築物排水管清掃業務
- (8) 建築物環境衛生総合管理業務

2 競争入札に参加することができる者

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の登録（以下「建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録」という。）を受けている者（知事がこれと同等の庁舎等管理業務を遂行する能力があると認めた者を含む。）
 - (2) 営業に関し許可、認可等（以下「許認可等」という。）を必要とする場合において、これらを得ている者
 - (3) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き1年以上事業を営んでいる者（参加資格を有する者であって引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めた者を含む。）
 - (4) 後記3に規定する税について未納がない者
-

- (5) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けている者以外の者
- (6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない者

3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 法人の場合

- ア 法人の登記事項証明書（外国法人にあつては、知事が別に指示する書類。後記(2)についても同じ。）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表
- ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類
- エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満の者にあつては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- カ 新潟県に事務所又は事業所（2以上の事務所又は事業所を有する場合にあつては、主たる事務所又は事業所。以下同じ。）を有する法人にあつては、新潟県の県税納税証明書
- キ 新潟県に事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法人税の納税証明書（外国法人にあつては、知事が別に指示する書類）
- ク 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ケ 前記2の(6)に規定することを誓約する書面

(2) 個人の場合

- ア 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書
- ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類
- エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満の者にあつては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- カ 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書
- キ 新潟県に事務所又は事業所を有しない者にあつては、所得税の納税証明書
- ク 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ケ 前記2の(6)に規定することを誓約する書面

4 申請書類の作成に用いる言語等

- (1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。
なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

5 申請書用紙の請求

申請書用紙は、新潟県出納局会計検査課で交付する。

申請書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書用紙請求」と朱書し、宛先を明記した返信用封筒（角2号）に240円切手を貼って同封し、出納局会計検査課へ請求すること。
また、申請書用紙については、新潟県出納局ホームページから取得することも可能である。

6 申請の時期

平成25年3月31日まで随時受け付ける。

なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。

7 資格審査結果の通知

庁舎等管理業務入札参加資格を有すると決定したときは、庁舎等管理業務入札参加資格承認通知書により通知する。

- 8 資格の有効期間
庁舎等管理業務入札参加資格決定の日から平成26年2月28日までとする。
- 9 申請書の提出先及び照会先
郵便番号950-8570
新潟市中央区新光町4番地1
新潟県出納局会計検査課物品契約係
電話025-280-5490(直通)